回覧

令和元年　6月1　日

松河戸区民の皆様

松河戸区長　長谷川　浩

災害時の避難支援について

平成７年１月に起きた阪神・淡路大震災、平成20年８月に発生した豪雨水害、平成23年３月の東日本大震災、平成28年４月の熊本地震など、国内では大規模な地震や風水害が発生し、その度に高齢者を中心に多くの尊い命が失われています。このような大災害はいつ私たちの身近で起きないとも限りません。

そのため、当区会では、春日井市と協力して災害時要援護者支援制度により災害に備えています。

この制度は、高齢者や障がいのある人など、災害時に支援を必要とする人を対象として、次のような取り組みを行うものです。

① 災害発生のおそれがある時や災害情報のお知らせ
② 避難場所への避難のお手伝い
③ 災害時の安否確認　など

◎　避難支援の申し込み

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、災害が発生した時に本人または家族の力だけでは避難できないため、地域での支援を希望される人は、市へ災害時要援護者名簿登録の申込みが必要ですので、下記の連絡先にご連絡ください。

また、申込書でご提供いただいた個人情報は、災害時の避難支援のために使用することを条件として、区・町内会・自治会長や支援者などで共有し災害時における避難支援に活用しますので、御承知置きください。

◎　支援者へのお願い

当区会の皆さまにおかれましては、制度の趣旨を御理解いただき、災害時要援護者の避難支援に御協力いただきますようお願いします。

＜連 絡 先＞

松河戸区長　長谷川　浩　　携帯番号　080-3657-7052

災害時要援護者の避難支援制度の概要

～地域で取り組む支え合い、助け合い～

1　春日井市災害時要援護者の避難支援制度とは？

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、地震や集中豪雨などの災害時に避難場所への避難に支援を必要とされている人に対して、区・町内会・自治会などのご協力により、地域の皆さんの支え合い、助け合いによる避難支援を行うものです。

2　災害時要援護者とは？

次に該当する人で、災害が発生した時に、本人または家族だけでは避難所まで円滑に避難することが困難で、地域の支援を受けるために支援者等に対し個人情報を提供することに同意をした人をいいます。

① ひとり暮らし高齢者　② 介護保険要介護者

③ 障がいのある人　④ ①～③に準ずる人など

3　災害時要援護者の避難支援制度の仕組み

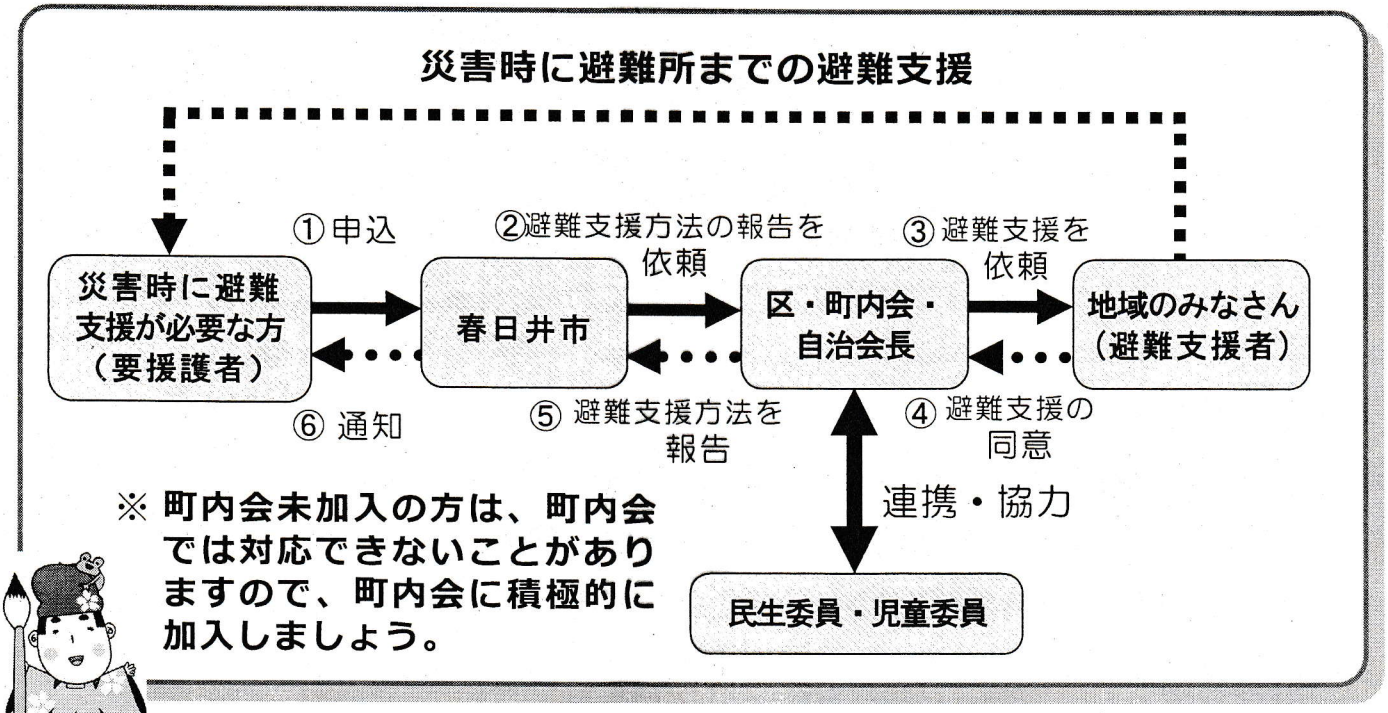

※ 町内会未加入の方は、町内会では対応できないことがありますので、町内会に積極的に加入しましょう。

この支援制度は、支援者にできる「互助」の範囲の支援をお願いするものであり、支援を義務付けるものではありません。

4　災害時の情報伝達と避難支援

災害発生時には、市は安全安心メールや区・町内会・自治会長への電話などにより避難準備情報などをお知らせします。地域で連携し、情報伝達や避難支援の助け合いを進めてください。

なお、大規模な地震災害の際は、市からの情報の伝達ができないことが想定されますので、その場合には、テレビやラジオ、新聞などの報道に留意し、区・町内会・自治会の判断で必要に応じて要援護者への情報の伝達や避難支援を行ってください。

【情報伝達及び避難支援の例】

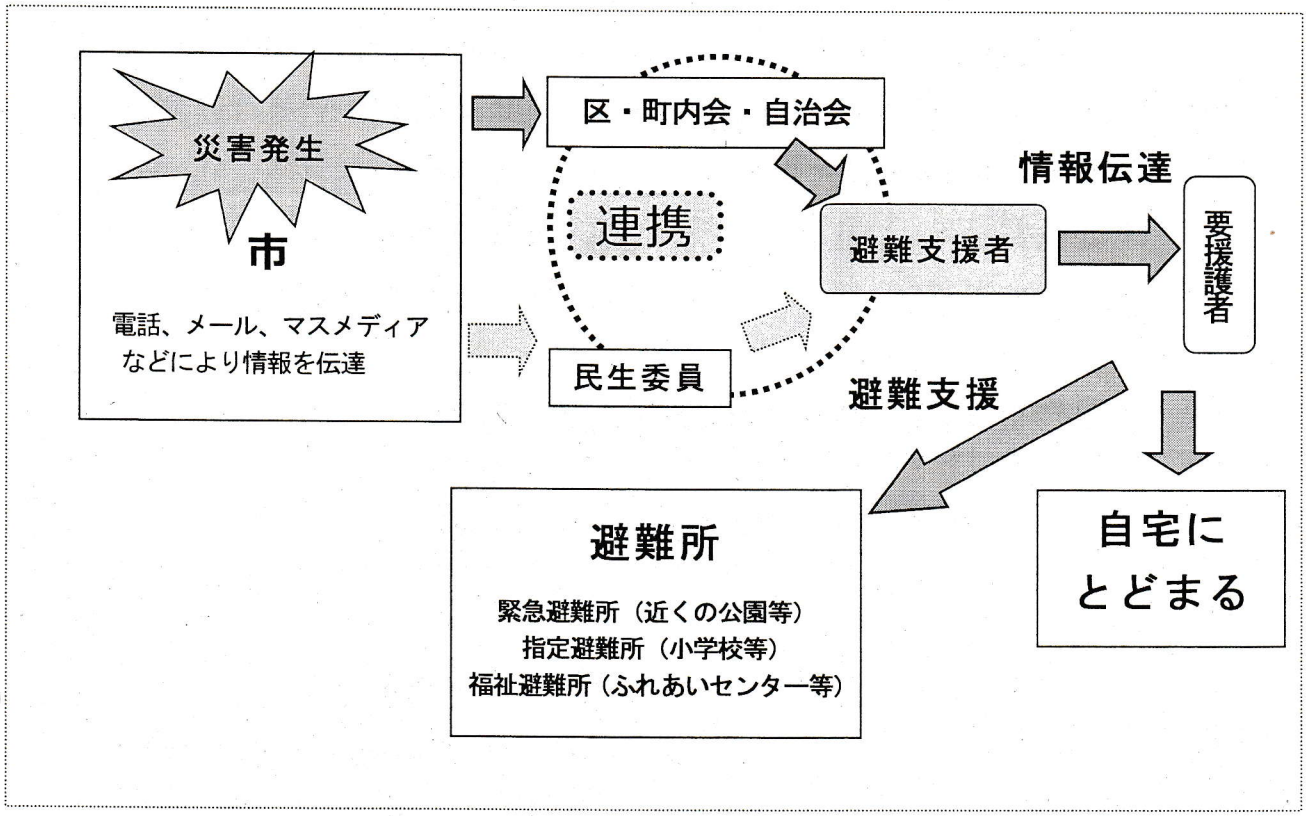

5　お申し込み

災害時要援護者の避難支援制度の利用を希望される方は、「災害時要援護者名簿登録申込書」を春日井市地域福祉課にご提出ください。

申込書は、区・町内会・自治会にも数部お送りさせていただいておりますが、市ホームページからもダウンロードできます。

春日井市　災害時要援護者支援制度　検索

【問い合わせ】　〒486-8686 春日井市鳥居松町５丁目44番地
春日井市健康福祉部地域福祉課　電話８５－６２２８